

「第253回判例・事例研究会」

日 時	平成30年3月22日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野村 奈津子

【判例】

事件の表示	事 件 名 請求異議事件 管轄裁判所 東京地方裁判所 事 件 No. 平成27年(ワ)第33503号 判 決 東京地判平成28年10月14日
事案の概要	① Yが第一審判決(本件判決:原告はX)により付加金の支払いを命じられる。 ② 判決言い渡し後確定前に、Yが、判決で命じられた未払割増賃金(遅延損害金含む)の全額をXの弁済受領拒否を理由として供託。 ③ 控訴期間経過により本件判決確定。 ④ Xが本件判決を債務名義として、Yの預金口座について債権差押申立てし、差押命令が発令される。 ⑤ Yが請求異議訴訟提起。
判 旨	「付加金の性質は、労働基準法によって使用者に課せられた義務の違背に対する制裁であって、損害の補填としての性質を持つものではないと解され、実体法的な権利関係に基づいて生ずるものではないから、 <u>未払割増賃金の弁済等の実体法上の消滅原因によって付加金支払義務を免れることができない</u> というべきである。」・・・「 <u>付加金の支払を認める判決野確定によって、付加金支払義務が発生するためには、事実審の口頭弁論終結時において、付加金の支払</u>

	<p><u>を命ずるための要件が具備されていれば足り、当該判決が取り消されない限りは、事実審の口頭弁論終結後の事情によって、当該判決による付加金支払義務の発生に影響を与えないというべきである。したがって、使用者が判決確定前に未払割増賃金を支払ったとしても、その後に確定する判決によって付加金支払義務が発生するので、付加金支払義務を消滅させるには、控訴して第一審判決の付加金の支払を命ずる部分の取消を求め、その旨の判決がされることが必要となる。」</u></p>
--	--